

高等学校等就学支援金のお知らせ

就学支援金について

高等学校等就学支援金制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が授業料の支援を受けることができるようになりました。

本制度による支援を受けるためには、生徒本人による申請手続きが必要です。

申請をしない場合には、授業料の支払いが必要となります。

制度の概要については、別添リーフレットにてご確認ください。

※就学支援金は直接支給されるのではなく、学校の授業料に充当されます。

提出期限：4月22日（水）

生徒の皆様へ

個人情報に係る書類のため、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

【 日本国籍の方 】

スマートフォン等を用いたオンライン申請となります。

別添資料のQRコードよりログインし、手続きを進めてください。

◆ 新入生及び在校生のうち就学支援金が認定されていない方

⇒ 資料①

◆ 在校生のうち就学支援金が認定されている方

⇒ 資料②

※在校生については、ログイン後に認定状況を確認できます。

【 日本国籍以外の方 】

オンライン申請が出来ないため、別添資料に添付されている申請書を提出してください。

◆ 新入生及び在校生のうち就学支援金が認定されていない方

⇒ 資料①

◆ 在校生のうち就学支援金が認定されている方

⇒ 資料②

お問い合わせ先

◆ 申請方法や提出方法について

甲府工業高校事務室 TEL：055-252-4896

◆ 公立高等学校の就学支援金制度について

山梨県教育庁 高校教育課 TEL：055-223-1769

◆ オンラインシステムの操作方法について

システム内のチャットボットもしくはオンラインシステムヘルプデスクをご利用ください。

メールアドレス：e-Shien-helpdesk@am.tntdata.co.jp